

令和5年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月27日）

○出席議員

- 1 番 金 森 恵美子
- 2 番 川 端 順
- 3 番 尾 野 浩 士
- 4 番 鎌 田 寛 司
- 5 番 米 田 利 彦
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 立 井 武 雄
- 8 番 佐 藤 道 昭
- 9 番 佐 藤 禎 宏
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 板 東 絹 代
- 12 番 川 田 修

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
産業建設部長	吉崎英雄
教育次長兼社会教育課長	原田賢
民生部長	山下真穂
税務課長	藤田弘美
総務課長	入口直幸
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
福祉課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局主査	森吉梢

令和5年松茂町議会第2回臨時会会議録

令和5年11月27日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第44号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第45号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第46号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第47号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第48号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第49号 令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）

令和5年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月27日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和5年松茂町議会第2回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】　皆様、おはようございます。

令和5年松茂町議会第2回臨時会に、全議員の皆様にご出席をいただきました。ありがとうございます。11月当初は夏が続き、いつまで暑さが続くのだろう、そう思っておりました。中旬ぐらいからは急に冷え込み、夏から冬へといったような季節の変化でございました。インフルエンザが大流行の兆しを見せております。体調管理には十分ご留意をお願いいたします。

さて、本臨時会においては、給与に関する条例の改正及びそれに伴う補正予算等のご審議をいただくこととなります。慎重審議のほど、お願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長【川田 修君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和5年松茂町議会第2回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、令和5年松茂町議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長【川田 修君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

令和5年松茂町議会第2回臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時議会に上程をいたします議案は10件でございます。十分ご審議をいただきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○議長【川田 修君】 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番立井議員及び8番佐藤道昭議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【川田 修君】 日程第3、議案第43号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第4、議案第44号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、関連をしておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和5年第2回臨時会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第44号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より「公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の初任給及び若年層職員に重点を置いた月例給の改正を行うとともに、期末手当、並びに勤勉手当等についても引上げを行うことが適当である」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。

また、会計年度任用職員についても、一般職員の給与表を準じていることから、同様に

報酬を引き上げる改正を行うものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、議案第43号及び議案第44号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本とし、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜、見直しを行ってまいりました。本年8月7日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するため、人材確保の観点から、初任給や若年層に重点を置き、月例給、給料表の水準を0.96%引き上げるとともに、期末・勤勉手当をそれぞれ年0.05カ月、合わせて年0.1カ月引き上げる旨の勧告がなされております。また、10月10日には、徳島県人事委員会からも、国に準じた給与改定を行うよう、勧告がなされております。

それでは、説明の都合上、別紙議案参考資料1ページからの新旧対照表をご覧ください。

期末・勤勉手当の支給率を説明する表でございます。表の左側が現行で右側が改正案となっております。

現行の第20条の改正では、期末手当の率を、一般職員を対象とする同条第2項で100分の120から改正案の100分の125へ、定年前再任用短時間勤務職員などを対象とする同条第3項では100分の120から100分の125へ、また100分の67.5から100分の70へ改正いたします。

次に、第21条第2項の改正では、2ページをご覧ください。

勤勉手当の率を、一般職員を対象とする第1号で100分の100から100分の105へ、定年前再任用短時間職員などを対象とする第2号で100分の47.5から100分の50へ改正いたします。

この規定は、議決後速やかに公布、施行することにより、来月1日に適用することとい

たしております。

恐れ入りますが、一度、議案書の1ページへお戻りください。

第1条改正文の最後に、別表第1及び別表第2を次のように改めるとして、別表第1の行政職給料表1の改正案が議案書の2ページから4ページに、別表第2の行政職給料表2の改正案が議案書5ページから7ページに掲載されておりますので、ご確認ください。なお、改正後の給料表の規定は、本年4月1日に遡及して適用いたします。

恐れ入りますが、再び、議案参考資料の2ページの下段をご覧ください。

一部改正条例第2条の新旧対照表を掲載しております。

表右側改正案の第2条関係は、令和6年4月1日から適用されるもので、期末・勤勉手当の支給率を6月分と12月分で差をつけることなく、均等に支給するよう改正するものです。

そこで、議案参考資料の6ページをご覧ください。

ご説明いたしました経緯についてまとめた表を掲載しております。各表の一般職の列を上から下へご覧ください。4つある表の一番上は松茂町の現状でございます。一般職の期末手当は年間で合計2.4カ月、勤勉手当は年間で合計2.0カ月で、期末・勤勉手当の合計は4.4カ月となっております。その下の表、国の一般職の期末・勤勉手当の現状と同じでございます。

次に、上から3つ目の表、R5、つまり令和5年12月1日からの表で、黄色の着色部分をご確認ください。

今回の改正後の支給月数となっております。現状の期末手当の年間2.4カ月から2.45カ月へ、勤勉手当の年間2.0カ月から2.05カ月へ、期末・勤勉手当の合計は4.5カ月となり、0.1カ月引き上げることといたします。また、令和5年12月1日からの表と令和6年4月1日からの表で年間合計支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。期末・勤勉手当の6月と12月の支給月数を均等といたします。

なお、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに、冬の期末・勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月17日、国会において、国家公務員の給与改正が可決・成立いたしております。このことから、本日、この臨時会におきましてご審議をお願いいたしております。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

議案第44号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

会計年度任用職員の給料表は、行政職給料表1の1級及び2級を準用いたしております。先ほど、議案第43号において行政職給料表が改正されますことから、別表第1及び別表第3を10ページから14ページにかけて改正するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

この条例の施行日は、附則において、公布の日から施行することといたしております。

なお、今回の改正により、一般職員の給与等の総額は年1,218万7千円、率にして1.02%増加することとなります。

以上、議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第44号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第43号及び議案第44号の議案2件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第43号及び議案第44号の議案2件について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、1件ずつ採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第43号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第4、議案第44号「松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、議案第45号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第6、議案第46号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」については、関連をしておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第45号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第46号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職において、一般職に準じた手当等の改定が行われますことから、本町におきましても同様の改定を行うよう、条例を改正するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、議案第45号、及び、議案第46号についてご

説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

議案第45号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例。
上記議案を提出するというものでございます。

続いて、右側の17ページをご覧ください。

議案第46号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例。上記議案を提出するというものでございます。

今回、改正をお願いするのは、議案第45号が町長、副町長、教育長の常勤の特別職で、議案第46号が松茂町議会議員の期末手当の率を改正するものでございます。

これにつきましては、内閣総理大臣をはじめ、閣僚及び衆参両院議員といった国の特別職の例に倣い、支給月数の改正を行っているところでございます。

去る11月17日に一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与改定の法律が可決・決定いたしておりますことから、本町においても改正をお願いするものです。

一部改正条例案は、議案書の16ページ及び17ページにありますが、これも、説明の都合上、議案参考資料の4ページの新旧対照表をご覧ください。

4ページが議案第45号関係で、5ページが議案第46号関係を掲載し、その内容をまとめた6ページをご覧ください。

各表の特別職及び議員の期末手当の列を上から下へご覧ください。

先ほどの一般職と同様に、4つある表の一番上は、松茂町の現状でございます。特別職及び議員の期末手当は、年間で合計3.3カ月となっております。その下の表、国の特別職及び国会議員の期末手当の現状と同じでございます。

次に、上から3つ目の表、令和5年12月1日からの表ですが、水色の着色部分をご確認ください。

今回の改正後の支給月数となっております。現状の期末手当の年間3.3カ月から3.4カ月へ0.1カ月引き上げることといたします。また、一般職と同様に、上から3つ目の令和5年12月1日からの表と一番下の令和6年4月1日からの表で、年間合計の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。期末手当の6月と12月の支給月数を均等といたします。

改正の内容につきましては以上であります。今回の改正により必要となる予算は、特

別職3名の合計で年23万3千円、議員については年31万6千円、率にしては共に1.03%増加することとなります。

最後に、この条例の施行日は、附則において公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第45号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第46号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第45号及び、議案第46号の議案2件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第45号及び、議案第46号の議案2件について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、1件ずつ採決いたします。

議案第45号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】　　続きまして、議案第46号「松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

全員起立でございます。ありがとうございます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】　　続きまして、日程第7、議案第47号「令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第12、議案第52号「令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件につきましては、関連しておりますので、一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第47号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,538万8千円を追加し、補正後の予算の総額を69億8,400万7千円とするものであります。これは、議案第43号から議案第46号による給与改定に伴い、増額が生じることとなりました人件費の補正をお願いするものであります。

続く議案第48号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第49号、令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）、議案第51号、令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）及び、議案第52号、令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、議案第47号と同様に、給与改定に伴い増額が生じることとなりました人件費につきまして、補正をお願いするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 それでは私から、議案第47号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）から、議案第52号、令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）まで、人件費の補正に関する6つの議案につきましてご説明させていただきます。

議案書18ページをお開きください。

議案第47号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度松茂町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,538万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,400万7千円とするというものでございます。

このたびの補正につきましては、さきに可決いただきました議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第45号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例の執行に伴う人件費の補正を行うとともに、職員の休職・復帰等、年度途中の一般職の異動等による人件費についても、必要な補正を計上いたしましたものでございます。

なお、議案第46号、松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、補正予算としては出てきておりません。これは、本年が議員改選の年に当たり、新人議員等において6月の期末手当の支給が満額とならなかったことから、既決予算で未執行の余裕額があり、当該予算をもって今回の条例改正に対応できるためでございます。

それでは、説明の都合上、22ページをお開きください。歳入補正から説明させていただきます。

款70、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金で、節1、前年度繰越金として2,538万8千円を増額補正し、補正後の繰越金の額を2億650万円とするものでございます。これは、今回の補正に必要となる財源を前年度繰越金から充当いたしましたものです。

次に、歳出のご説明でございます。

23ページをお願いします。

このページ一番上の款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費から、ページ進みまして32ページ中段の款40、教育費、項25、保健体育費、目4、学校給食費まで、全て人件費の補正となっております。

各目ごとの人件費に関する個々具体の説明につきましては割愛させていただきますが、本町の人件費全体として、人事院勧告等の完全実施に必要な金額は、一般職の月例給と期末・勤勉手当の改定に1,218万7千円、会計年度任用職員の月例給の改定に406万3千円、常勤の特別職の期末手当の改定に23万3千円、これら必要額に応じた補正を実施いたしております。

また、給与に連動して必要となる社会保険料、共済組合費等も計325万4千円補正計上いたしております。

次に、32ページの一番下の段、款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金をご覧ください。

節27、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金を67万4千円、介護保険特別会計繰出金を27万4千円増額いたします。これらは、各特別会計における人件費を増額補正するための財源として、一般会計からの繰出金を増額いたすものでございます。

次に、33ページ、款55、諸支出金、項10、公営企業出資金、目1、公営企業出資金で、節18、負担金、補助及び交付金として、下水道特別会計補助金を8万6千円増額いたします。これは、下水道特別会計における人件費を増額補正するための財源として、一般会計からの補助金を増額するものです。

以上、議案第47号の説明でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

議案第48号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,130万9千円とするというものでございます。

説明の都合上、39ページをお願いいたします。

上に歳入、下に歳出という構成になっております。上段の歳入ですが、款10、繰入金、項1、繰入金、目1、一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金として67万4千円を増額し、補正後の額を1億2,709万5千円とするものです。これは、今回の補正財源として一般会計からの繰入れを行うものです。

続いて、下の段、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして計67万4千円を増額し、人件費の補正とするものです。

以上、議案第48号のご説明とさせていただきます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

議案第49号、令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,536万3千円とするというものでございます。

これも説明の都合上、44ページをお願いいたします。

4段あるうちの一番上の段が歳入でございます。款30、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金で27万4千円を増額補正し、補正後の額を1億9,591万3千円とするものです。これは、今回の補正財源として一般会計からの繰入れを行うものです。

続きまして、2段目以下が歳出となっております。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費におきまして、人件費12万4千円を増額いたします。

その次の段、款1、総務費、項10、介護認定審査会費、目2、認定調査会費におきまして、人件費11万3千円を増額補正いたします。

最後に一番下の段、款10、地域支援事業費、項3、一般管理費、目1、一般管理費におきまして、人件費3万7千円を増額補正いたしました。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

議案第50号、令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505万円とするというものでございます。今回の長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）では歳入の補正はなく、歳出予算の組替えのみという補正となっております。

49ページをお願いいたします。

歳出内訳の説明でございます。上段、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、長原渡船管理費におきまして、渡船員の人件費として10万7千円を増額補正いたします。

次に、下段の款、項、目、節いずれも99、予備費におきまして、上記の人員費増額補正の財源として、予備費10万7千円を減額補正いたします。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

議案第51号、令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

続く第2条ですが、要点を申します。令和5年度松茂町水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額に8万2千円を補正予算として追加し、計3億9,349万円ちょうどとするものでございます。

詳細は55ページをご覧ください。55ページ、資本的支出の表がございます。

款4、資本的支出、項1、建設改良費、目15、耐震化事業費のうち、給料、手当及び法定福利費におきまして、人事院勧告の実施に伴う不足額、合わせて8万2千円を増額するものでございます。

なお、この補正に伴う資本的収入の不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金から補填いたします。

以上、議案第51号の説明でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

議案第52号、令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

続く第2条におきまして、令和5年度松茂町下水道特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収入・支出それぞれ8万6千円を補正予算として追加いたします。結果、収益的収入及び支出の予定額はそれぞれ3億8,599万8千円といたします。

また、次の第3条におきまして、令和5年度松茂町下水道特別会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額に62万5千円を補正追加し、資本的支出の予定額を3億3,804万8千円とするものでございます。

詳細は62ページからとなります。

62ページが収益的収入でございます。款1、下水道事業収益、項2、営業外収益、目3、他会計補助金におきまして、一般会計からの補助金を8万6千円増額いたします。

次に、63ページの収益的支出でございます。

款2、下水道事業費用、項1、営業費用、目5、総係費のうち、給料及び法定福利費におきまして、人事院勧告の実施に伴う不足額、合わせて8万6千円を増額いたします。

次に、64ページの資本的支出でございます。

款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、管渠整備事業費のうち、給料、手当等、報酬及び法定福利費におきまして、人事院勧告の実施に伴う不足額、合わせて62万5千円を増額いたします。

なお、この補正に伴う資本的収入の不足額は、当年度損益勘定留保資金から補填いたします。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

これをもちまして、議案第47号から議案第52号まで、補正予算6件の詳細説明を終わります。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第47号から議案第52号までの議案6件を一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 議案第47号から議案第52号までの議案6件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決いたします。

議案第47号「令和5年度松茂町一般会計補正予算(第5号)」から議案第52号「令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算(第2号)」までの議案6件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

全員起立でございます。ありがとうございます。

○議長【川田 修君】 以上で、本会議に提出されました議案等は、全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和5年松茂町議会第2回臨時会を閉会したいと思います。

これについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

以上で、令和5年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 川 田 修

署名議員 立 井 武 雄

署名議員 佐 藤 道 昭